

産業消防常任委員会会議記録

日 時 令和5年9月14日(木曜日)

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時25分 散会

付託事件

議案第86号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

① 議案第86号 水戸市火災予防条例の一部を改正する条例

2 出席委員(7名)

委員長	鈴木宣子君	副委員長	渡辺欽也君
委員	細谷智宏君	委員	森智世子君
委員	田尻由紀子君	委員	小泉康二君
委員	安藏栄君		

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(なし)

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田尻充君		
産業経済部長	長谷川昌人君	産業経済部 参事兼 観光課長	小林一仁君
商工課長	楢崎芳明君	農政課長	後藤俊之君
農業環境整備課長	三村隆君	農産振興課長	永盛光郎君
公設地方 卸売市場長	栗原千尋君		
消防局長	大内康弘君	消防次長	大信成人君
消防局参事	箕輪重美君	消防局参事兼 消防総務課長	小林良導君
北消防署長	猿田純夫君	南消防署長	河原井豊君
火災予防課長	荘司智裕君	消防救助課長	高嶋和巳君
救急課長	栗原政人君		
農業委員会 事務局長	吉川正浩君	農業委員会 事務局次長	久米茂君

6 事務局職員出席者

書 記 大 内 し お り 君 書 記 久 野 琢 郎 君

午前10時 0分 開議

○鈴木委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業消防委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において、当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表(1)のとおり、議案第86号の1件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りします。委員会の審査日程が2日間となっておりますので、本日はまず、執行部に提出議案の説明を求め、次に質疑を行いまして、明日、御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

それでは、これより執行部から提出議案の説明を願います。

議案第86号 水戸市火災予防条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。

荘司火災予防課長。

○荘司火災予防課長 議案第86号 水戸市火災予防条例の一部を改正する条例について、消防局火災予防課提出の資料に基づき御説明いたします。

お手元、資料1ページの、1の改正理由につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容についてでございますが、(1)のキュービクル式以外の変電設備について、キュービクル式の変電設備と同じく、建築物との離隔距離を規定するものでございます。

(2)の急速充電設備に係る規定の見直しについてでございますが、23ページの参考資料、1の急速充電設備を御覧ください。

急速充電設備とは、電気自動車等の車載電池に高い圧力で電流を流すことで、短い時間で充電することが可能になる設備でございます。

(1)のとおり、現在は、自動車、原動機付自転車が充電対象でございますが、今回の改正で、船舶及び航空機等が充電対象として追加されます。

(2)のとおり、急速充電設備の定義をコネクタを用いたものに限定し、充電ポストも規制の対象に加わります。

(3)のとおり、現在、全出力が200キロワットを超えるものは、変電設備として規制をしておりますが、今回の改正で、急速充電設備の全出力の上限を撤廃するものでございます。

(4)のとおり、分離型の充電ポストが出火の危険性が低いことから、設備本体に規定している構造や、離隔距離の規定を適用しないことといたします。

(5)のとおり、緊急停止装置の設置位置を定めるものでございます。

1ページにお戻りいただき、(3)の蓄電池設備に係る規定の見直しについてでございますが、24ページ

の参考資料，2を御覧ください。

蓄電池設備とは、充電して何度でも使用できる電池のことでございます。改正内容は、蓄電池設備の規制対象とする単位を、アンペアアワー・セルからキロワット時に改めるとともに、離隔距離などを追加するものでございます。また、蓄電池設備の設置届出について、蓄電池容量20キロワット時以下のものは届出が不要となります。

1ページにお戻りいただき、(4)の喫煙所等に係る標識等の見直しについてでございますが、24ページの参考資料，3(1)を御覧ください。標識欄の禁煙、火気厳禁または喫煙所にあわせて図記号による標識を設けるときは、国際標準化機構等が定める規格となります。また、(2)の喫煙所に表示する標識は、喫煙所または健康増進法に規定する喫煙専用室の設置が義務づけられます。

1ページにお戻りいただき、(5)の固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離の追加についてでございますが、24ページの参考資料，4を御覧ください。

飲食店等で使用する厨房設備で、業務用の炭火焼き器について、火災予防上の安全な距離が定められ、黄色に示した部分が新たに追加になった基準でございます。

2ページにお戻りいただき、3の施行期日についてでございますが、(1)の喫煙所の標識等に係る改正規定は、公布の日でございます。

(2)の急速充電設備に係る改正規定は、令和5年10月1日でございます。

(3)の変電設備、急速充電設備の構造に係る部分、蓄電池設備及び固体燃料を用いた厨房設備に係る改正規定は、令和6年1月1日でございます。

4の経過措置についてでございますが、(1)の変電設備、急速充電設備、蓄電池設備及び喫煙所の標識等は、それぞれの規定の施行の際、現に設置または工事されているものについて、従前の例によるものといたします。

(2)の新たに改正後の第13条第1項、蓄電池設備に該当するもののうち、条例の施行の際、現に設置されているもの及び令和6年1月1日から起算して2年を経過するまでの間に設置されたものについて、改正後の規定を適用しないものといたします。

(3)の喫煙専用室標識は、当分の間、指定たばこ専用喫煙室標識の設置でよいものといたします。

資料9ページから17ページまで新旧対照表を、19ページから22ページまで参照条文を添付してございますので、後ほど御参照願います。

説明については以上でございます。

○鈴木委員長 以上で、提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、これより質疑を行います。

議案第86号 水戸市火災予防条例の一部を改正する条例について、質疑のある方は発言を願います。

何かございますか。

小泉委員。

○小泉委員 ちょっと、幾つか質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、まず、こちらの条例改正に関しましては、時代背景というのもあるとは思いますが、参考にされているというか、他市事例と

してはどの市町村も、もう既に行っている話になるんですか、条例整備としては。それとも、大体どの自治体に関しまして、このタイミングでこういった条例を整備されているということでしょうか。

○鈴木委員長 庄司課長。

○庄司火災予防課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

現にですね、急速充電設備等につきましては、第2回の定例会で改正しているという2市町村もございます。10月1日の公布に伴いまして、水戸市としましては、第3回での議案として提出させていただきました。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 ちょっと何か、私も分からないところがあって、教えていただきながらと思うんですけども、基本的には、急速充電器ですとか蓄電池関係は、個人宅のものを指してくるんでしょうか。それとも、事業所扱い、それとも、どちらも含めてなのかということ、ちょっと1回、教えていただいてもよろしいですか。

○鈴木委員長 庄司課長。

○庄司火災予防課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

急速充電設備、蓄電池設備等につきましては、設置については高価なものになっております。容量的にも大きなものになりますので、基本的には、一般家庭というよりは企業等が使用するものとされております。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 承知しました。

そうしますと、御説明の中でありました200キロワット以下に関してはこういったもの該当しないというのは、それはもう個人宅の話等になってきて、基本的には、事業所等ということですけども、ちなみになんですけれども、これから整備がなされるであろう水素絡みとかとなると、これに当てはまってくる部分というのはあるんでしょうか。

○鈴木委員長 庄司課長。

○庄司火災予防課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

今回の改正に水素等が入っておりません。水素についてはまた、法律がまた別なものというふうに理解しておりますので、今回は含まれておりません。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 あとはですね、基本的には、建築指導課のほうとも連携しての話になってくるんですかね。ここで条例が制定されて、今後、そういった事業所がそういったものを設置するとか言ったときの届出関係は、建築指導課のほうになると思うんですけども、実際、対応していく中では建築指導課のほうでこれに伴って判断していくという形になるという形よろしいですか。

○鈴木委員長 庄司課長。

○庄司火災予防課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

今回の改正は、消防法の改正に伴いまして、水戸市の火災予防条例の改正を行うものですので、基本的には建築指導課は関わらず、消防のみというふうにしております。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 承知しました。すいません、まだ、僕も理解ができていなくて。

そうしますと、基本的には通常であっても、そういった事業所さんでこういったものを設置するということには、消防のほうに申請が上がってくる、それでこういった規格の下に諮ってということなんですね。承知しました。

説明でありました、既存不適格という言い方もおかしいですけれども、改正前のものに関しましては、特に、先ほど御説明ありましたとおりで、そのままであっても、ある意味、罰則規定というのは特段なく、ですよね。猶予があるものと、あとは次第に、今後以降に関しましてはこれに倣って、喫煙所の標識等も含めてだと思えますけれども、やってくれるということだと思いますので。

あと、この4番に当たる、固体燃料を用いた厨房設備に関しましては、これは全くこう、新たに追加されたということですね。この背景というのは何かあるんですかね。

○鈴木委員長 荘司課長。

○荘司火災予防課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

固体燃料の、今回の新たな基準でございますが、従前は火災予防条例の中で、炉の基準でこちらの炭火焼き器等の規制を行っていました。以前はですね、離隔距離がこの数字の倍以上という厳しい規制もございましたので、炭火焼き器等の設置が難しいという、困難であるということから、検証を行いまして、今回、安全な離隔距離ということで新たに設けられた規定でございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 こちらは、固体燃料に限ってということなんですかね。だから、ガス調理器と言いますか、厨房のものがあったり、今後何か、水素も開発されてきますけれども、あくまで固定燃料に限っての厨房設備ということよろしいですか。

○鈴木委員長 荘司課長。

○荘司火災予防課長 ただいまの小泉委員の御質問にお答えいたします。

今回の固体燃料の改正でございますが、こちらについては、まき、木炭等が対象となっております。

以上です。

○鈴木委員長 小泉委員。

○小泉委員 承知しました。

私からは以上という形になりまして、意見は明日ありますもんね。

すみません、以上です。ありがとうございました。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

安藏委員。

○安藏委員 私も愛煙家なものですから、3番の件について、ちょっと聞きたいんですけども、この標識の名称、これ、日本産業規格じゃなくて、日本たばこ産業規格という呼び方はできないんですかね。

○鈴木委員長 庄司課長。

○庄司火災予防課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

こちらについては、国からの条文で、日本産業規格のZ8210もしくは国際標準化機構が定めた規格第7001号の基準に準ずるところですので、こちらの規格のとおりにしております。

以上です。

○鈴木委員長 安藏委員。

○安藏委員 私は日本たばこ産業という意識でずっと税金に協力してきたもんですから、ちょっと気になったんですけども、このそもそもの表示の改正なんか、私は全然意味がないと思って、今、見ていたんですけども、この表示を変えることによる経費は、かなりの数の喫煙所の表示とか、禁煙の表示があると思うんですけども、その辺の経費というのがどういう形で対応されているのか、あるいは、その効果についてどのようなお見通しか、ちょっと聞かせてください。

○鈴木委員長 庄司課長。

○庄司火災予防課長 ただいまの安藏委員の御質問にお答えいたします。

現在、設置されております標識につきましては、従前のおりということで、新たに交換する必要性はないということでございます。今後、新たに設ける喫煙室につける標識が、こちらに変わるということがございます。

○鈴木委員長 安藏委員。

○安藏委員 ありがとうございます。

いろんな他市町村によって、喫煙に対する取組が、いろんな差があると思うんですよ。たまたま、私も二、三日前に富山市へ行って来たんですけども、富山市の喫煙所の設備とか場所とかいろんな面で、この市はよく喫煙者に対する優しい態度というのかな、健康増進法からすれば、逆かもしれませんけれども、現実にはこれだけの喫煙者がいるということに対して、ましてや今、たばこ税を防衛費に回すなんていう議論もされていますけれども、本市において、この喫煙所に対する、職員さんも随分苦労して喫煙所へ行っているみたいですけども、この辺の、例えば、もう少し愛煙者に対する配慮とかなんてことは考えていないんでしょうかね。ちょっとだけ聞かせてください。

○鈴木委員長 庄司課長。

○庄司火災予防課長 ただいまの安藏委員の御質問にお答えいたします。

今回の標識を掲示する場所でございますけれども、例えば民間の方が使用する集会場とか、あとは不特定多数の方が集まるような場所で、床面積が1,000平方メートル以上の大規模なスーパーですとか物販店、そういったものが対象になっておりますので、それ以下のものについての標識の掲示というのは、特に規定されておられません。

以上です。

○鈴木委員長 安藏委員、よろしいですか。

ほかにございますか。

細谷委員。

○細谷委員 ちょっと無知なもので、2点ほど質問させていただきます。

安藏委員からも喫煙場所の質問があったと思うんですけども、禁煙と喫煙所の対象のたばこですか、電子たばこも含まれると思うんですけども、その他の葉巻とか、それも含まれるんですか、これは。

○鈴木委員長 庄司課長。

○庄司火災予防課長 ただいまの細谷委員の御質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、喫煙所というふうな規定をしております、葉巻、通常の紙たばこ、電子たばこというふうな細かい規定はされておりませんので、この喫煙所に係る場所についての標識はこちらのものを設けることということで、規制されております。

以上です。

○細谷委員 ありがとうございます。

じゃ、煙が出るものが対象ということでよろしいですか。ありがとうございます。

あと、1点なんですけれども、急速充電設備の設置に当たって、企業さんとか事業所さんで設置するということなんですけれども、この急速充電設備において、事業所なり、業者に頼んでメンテの義務とかがあ

○鈴木委員長 庄司課長。

○庄司火災予防課長 ただいまの細谷委員の御質問にお答えいたします。

今回の改正につきましては、急速充電設備の上限を撤廃するもの、それとあと、コネクタを使用するもの等で限定されておまして、維持管理のメンテナンス等については、条例で規制するものではございませんので、別なものとしての、それは、維持管理の基準はあると思いますけれども、条例改正の中では、それは、うたわせておりません。

以上です。

○細谷委員 ありがとうございます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

ないようですので、議案第86号についての質疑を終わらせていただきます。

以上で、提出議案についての質疑は終了いたしました。

それでは、本日の委員会は、この程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は、午前10時に開会したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、産業消防委員会を散会いたします。

御苦労さまでございました。

午前10時25分 散会